

住 ま い

転ばないように手すりをつけるなど、暮らしや住まいの工夫についても相談できます。

住まいや暮らしの環境を整える

□ 住宅改修

在宅の要介護・要支援者が現に居住する住宅について、手すりを取り付けたり、床を滑りにくい材料に変更するといった小規模な改修を行ったときは申請により 20 万円の利用限度額の範囲内で、費用の 9 割(自己負担 1 割を除く 18 万円まで)または 8 割(自己負担 2 割を除く 16 万円まで)が支給されます。

改修工事に着工する前に、区役所または支所へ事前申請が必要となりますので
ご注意ください。住宅改修の前にケアマネジャーなどにご相談ください。

事前申請終了後、区役所または支所から承認通知が届いてから、改修工事に着工し、工事完了後に支給申請を行ってください。

【支給できる場合】

- ・心身や住宅の状況からみて必要な改修であること
- ・要介護・要支援者が居住する(住民票がある)お住まいの改修であること
- ・改修内容が介護保険支給対象の工事であること
- ・住宅改修の着工前に、区役所または支所に申請をしていること
- ・受領委任払いをする場合には「受領委任払い取扱事業者」として登録された事業者による住宅改修であること(「受領委任払い取扱事業者」の一覧は、「NAGOYA かいごネット」で確認できます。)

(受領委任払い制度とは、利用者は費用額の自己負担分のみを施工業者に支払い、保険給付分は、名古屋市が利用者から受領に関する委任を受けた施工業者に直接支払うことにより、利用者の一時的な費用負担を回避する方法です。)

【介護保険でできる住宅改修の例】

- ・出入り口のドアを引き戸に取り換え
- ・壁に手すりの取り付け
- ・段差解消のためのスロープの設置
- ・すべり防止、移動円滑化のための床材変更
- ・和式便器を洋式便器に取り替え

【問い合わせ先】

北区役所福祉課福祉係 電話：917-6532 FAX：914-2100

北区楠支所区民福祉課福祉係 電話：901-2269 FAX：902-1843

□ 福祉用具貸与（レンタル）

要介護状態となっても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況（要介護認定の状況）、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具を貸与（レンタル）することにより、利用者の生活機能の維持または改善を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものです。利用者負担はレンタル料の1割または2割です。

【介護保険でできる福祉用具貸与（レンタル）】

手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置

※車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトについては、原則要介護2以上

※自動排泄処理装置のうち便を吸引するものについては、原則要介護4以上

【問い合わせ先】

北区役所福祉課介護保険係 電話：917-6526 FAX：914-2100

北区楠支所区民福祉課福祉係 電話：901-2269 FAX：902-1843

□ 福祉用具購入＝特定福祉用具購入

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具を購入することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものです。

利用限度額（10万円）の範囲内でその費用の一部（9割または8割）を支給します。

このサービスを利用するには特定福祉用具販売または特定介護予防福祉用具販売に指定された事業者から購入しなければなりません。

【介護保険でできる福祉用具購入】（例）

腰掛便座（据置式便座、補高便座、ポータブルトイレ）、入浴補助用具（入浴用いす、浴槽内いす、浴槽手すり、入浴用介助ベルト等）、移動用リフトのつり具部分、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽

【問い合わせ先】

北区役所福祉課福祉係 電話：917-6532 FAX：914-2100

北区楠支所区民福祉課福祉係 電話：901-2269 FAX：902-1843